

西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

近年 SDGs の目標達成と持続可能な社会の実現に向け、世界中、そして日本でもさまざまな取り組みが行われている。観光産業においてもコロナ禍を経て各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）が持続可能な観光地マネジメントを行うことができるよう、国際基準に準拠した日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）が観光庁より示されている。

本業務では、「訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光」と提唱されるサステナブルツーリズムの考えに沿った持続可能且つ市内の新しい観光を目指したツアーを造成・実施し、本市での実効性を検証する。

なお、当該計画の策定については、専門的知識を有する民間事業者に委託することとしており、その委託にあたり、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の名称

西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務

3 実施期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日

4 実施内容

公募により提案書等の提出を求めるものとする。審査を経たうえで、本事業を委託するに最もふさわしい提案者を1者選定する。

（1）審査

提出された提案書等を基に、西条市（西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。））により、書面審査を実施し、別途定める基準に基づいて、得点の総計が最も高い提案をしたものを委託契約候補業者として選定する。

（2）審査結果

審査結果は、後日、全ての提案者に書面により通知する。上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（西条市執務時間規則（平成16年西条市規則第1号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により市長（観光振興課）に対して説明を求めることができる。なお、説明請求の受付時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 事業費額

(1) 事業費の上限額（消費税および地方消費税を含む）

880,000円

(2) 事業費の上限額は、あくまでも事業の規模範囲を示すものであり、予定価格ではない。

6 実施手順・スケジュール

項 目	期 間 等
公示日	令和6年5月24日（金）
提案書提出期間	令和6年5月24日（金）から 令和6年6月7日（金）まで 受付時間…9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）
質問受付期間	令和6年5月24日（金）から 令和6年6月3日（月）まで
審査	令和6年6月11日（火）

7 質疑応答

(1) 問合せ方法 電子メールでの問合せのみとする。

(2) 送信先 kanko@saijo-city.jp

(3) 件名 【質問】西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務（提案者名）

(4) 回答方法 2日以内（休日を含まない。）に下記担当者（以下「担当者」という。）からメールにて返信・回答する。

(5) 注意事項

ア 電子メールで質問を行った者は、担当者まで質問を行った旨を連絡すること。

イ 返信・回答がない場合は、担当者に電話で問い合わせること。

ウ 質問内容は、簡潔かつわかりやすくまとめること。

8 提案書類

(1) 提案書類の内容は下記のとおりとし、A列4判・両面印刷、ページ番号、目次を付し、左側2か所をホチキスで止めて提出すること。A列4判用紙（A3判折込は可）のみとし、表装等はしないこと。

番号	書類名	摘 要	提出部数
1	提案書兼参加表明書 （表紙）	様式第1号	正本1部、副本（コピー） 5部
2	会社概要書	様式第2号	〃
3	業務実施体制調書	様式第3号	〃
4	業務工程表	任意様式	〃

5	見積書 (内訳書含む。)	様式第4号	〃
6	企画書 ※1	任意様式、20頁以内	〃

※1 企画書は任意様式とするが、今回の事業の趣旨に沿った形でわかりやすく記述すること。

(2) 提出期限

令和6年6月7日(金) 17時まで

(3) 提出方法

- ・担当者まで持参または郵送とする。いずれも提出期限必着のこと。
- ・郵送の場合は、送達記録の残る方法で提出すること。

9 委託候補者の選定

(1) 審査基準

審査項目	評価基準	配点
企画提案 内容	西条市の地域資源を活用した魅力的な内容となっているか。	10点
	地域資源に対する理解力向上や環境意識の向上に繋がる取り組みとなっているか。	20点
	スケジュールが具体的に設定され、実現性、妥当性があるか。	10点
	次年度以降の継続した取り組みとして、このテーマでの商品造成の取り組みを継続的に実施していく方針・熱意を持っているか。	10点
	現地対応策は、法令、安全性等に適切な配慮がなされているか。	10点
	参加者の確保に際し、効果的な募集方法の提案ができているか。	10点
実績及び 実施体制	提案者側担当者の経験や実績が十分で、必要な知識を有しているか。	10点

	実施体制は、本業務の内容に見合ったものか。また、本市の要請に対して柔軟かつ迅速に対応でき得るか。	10 点
見積額	提案内容にコスト意識が表れているか。また、提案内容に対して適当か。	10 点
合 計		100 点

1 0 参加資格（資格を失う要件）

次のいずれかに該当する場合は参加資格を失うものとする。

- （１）提出期限までに提案書類が提出されなかった場合
- （２）提案価格が上限額を越えている場合
- （３）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （４）提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合
- （５）事業の実施に必要な各種法令に基づく許可，認可，免許又は指定，登録を受けていない場合。
- （６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する場合
- （７）公示日において西条市入札参加資格を有していない場合
- （８）西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成２８年西条市訓令第１０号）、または愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止措置を受けている場合
- （９）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始申し立て及び民事再生法（平成１１年法律２２５号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

1 1 契約事項

- （１）西条市会計規則（平成１６年西条市規則第４１号）及び西条市契約規則（平成１６年西条市規則第４４号）に基づくものとする。
- （２）契約保証金は徴収しない。
- （３）特定した事業者が契約を締結しない場合又は協議が整わなかった場合は、その特定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を特定した事業者とし、契約内容について協議を行った上で、契約を締結する。

1 2 その他

- （１）本件に参加するために必要な費用は、全額参加業者の負担とする。
- （２）選定に係る資料は、全て非公開とする。

- (3) 提出書類は原則として日本語を用いることとするが、外国語で記載する必要がある箇所は、日本語で注釈（訳文等）を付記すること。
- (4) 提出された提案書は返却しない。
- (5) 提出された提案書は、提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 本市から提案書類に対して質問があった場合は、質問に対する回答を2日以内（休日を含まない。）に電子メールにて返信すること。

<本件担当・提出先>

西条市産業経済部観光振興課
観光推進係 担当：近藤・徳増
TEL：0897-52-1690(内線 2555)
FAX：0897-52-1200
E-Mail：kanko@saijo-city.jp